

Radiata Increase



FP3級

保険顧客資産 相談業務

2022 年 5 月
過去問解説

《本教材について》

・本PDFは閲覧・ダウンロードは可能ですが、掲載してある内容を無断複写・無断転載は禁止します。

・解説動画は、ラジアータインクリース[無料教材]ページからYouTube動画をご覧ください。

《最短最速合格ガイドについて》

・[最短最速合格ガイド]の詳細についてはラジアータインクリース[FP試験教材]ページからご覧ください。



解答にあたっての注意

1.試験問題については、特に指示のない限り、2021 年 10 月 1 日現在 施行の法令等に基づいて解答してください。なお、東日本大震災の被災者等に対する各種特例等については考慮しないものとします。

2.問題は【第 1 問】から【第 5 問】まであります。

3.各問の問題番号は、通し番号になっており、《問 1》から《問 15》までとなっています。

4.解答にあたっては、各設例および各問に記載された条件・指示に従うものとし、それ以外については考慮しないものとします。

5.各問について答を 1 つ選び、その番号を解答用紙にマークしてください。

【第1問】次の設例に基づいて、下記の各問《問1》~《問3》に答えなさい。

《設 例》

会社員のAさん（35歳）は、妻Bさん（32歳）および長男Cさん（0歳）との3人暮らしである。

Aさんは、今年4月に長男Cさんが誕生したことを機に、生命保険の見直しを考えている。Aさんは、その前提として、自分が死亡した場合の公的年金制度からの遺族給付の支給について理解しておきたいと思っている。

そこで、Aさんは、懇意にしているファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

＜Aさんの家族構成＞

Aさん : 1986年8月16日生まれ

会社員（厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険に加入）

妻Bさん : 1989年6月14日生まれ

国民年金に第3号被保険者として加入している。

長男Cさん : 2022年4月20日生まれ

＜公的年金加入歴（2022年4月分まで）＞

	20歳	22歳	35歳
Aさん	国民年金 保険料納付済期間 (32月)	厚生年金保険 (157月)	

	20歳	22歳	Aさんと結婚	32歳
妻Bさん	国民年金 保険料納付済期間 (34月)	厚生年金保険 (96月)	国民年金 (25月)	

※妻Bさんおよび長男Cさんは、現在および将来においても、Aさんと同居し、Aさんと生計維持関係にあるものとする。

※家族全員、現在および将来においても、公的年金制度における障害等級に該当する障害の状態にないものとする。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問 1》

現時点(2022 年 5 月 22 日)において A さんが死亡した場合、妻 B さんに支給される 遺族基礎年金の年金額(2021 年度価額)は、次のうちどれか。

- 1) 780,900 円
- 2) $780,900 \text{ 円} + 224,700 \text{ 円} = 1,005,600 \text{ 円}$
- 3) $780,900 \text{ 円} + 224,700 \text{ 円} + 74,900 \text{ 円} = 1,080,500 \text{ 円}$

【答え】

遺族基礎年金

18 歳に到達する年度の末日(3 月 31 日)まで(障害年金 1 級、あるいは 2 級を受給している場合は 20 歳未満)の子がいる場合に、配偶者または子に支給されます。

2021 年度の遺族基礎年金の支給額は、780,900 円+子の加算額です。

2021年度の遺族基礎年金の支給額の子の加算額は、
1人目・2人目の加算額は224,700円です。
3人目以降は、74,900円です。

[本問の場合]

Bさんには、子(0 歳)が 1 人いますので、子の加算額は、224,700 円です。

よって、Bさんの遺族基礎年金額は、
 $780,900 \text{ 円} + 224,700 \text{ 円} = 1,005,600 \text{ 円}$

したがって正解は、2。

《問 2》

Mさんは、現時点(2022年5月22日)においてAさんが死亡した場合に妻Bさんに支給される遺族厚生年金の金額等について説明した。Mさんが、Aさんに対して説明した以下の文章の空欄①~③に入る語句の組合せとして、次のうち最も適切なものはどれか。

「現時点においてAさんが死亡した場合、妻Bさんに対して遺族厚生年金と遺族基礎年金が支給されます。

遺族厚生年金の額は、原則として、Aさんの厚生年金保険の被保険者記録を基礎として計算した老齢厚生年金の報酬比例部分の額の（ ① ）に相当する額になります。ただし、その計算の基礎となる被保険者期間の月数が（ ② ）に満たないときは、（ ② ）とみなして年金額が計算されます。

また、長男Cさんの（ ③ ）到達年度の末日が終了すると、妻Bさんの有する遺族基礎年金の受給権は消滅します。その後、妻Bさんが65歳に達するまでの間、妻Bさんに支給される遺族厚生年金には、中高齢寡婦加算が加算されます」

- | | | |
|-----------|--------|-------|
| 1) ① 3分の2 | ② 480月 | ③ 18歳 |
| 2) ① 4分の3 | ② 480月 | ③ 20歳 |
| 3) ① 4分の3 | ② 300月 | ③ 18歳 |

【答え】

[遺族厚生年金の受給額]

老齢厚生年金の報酬比例部分の①4 分の 3 相当額です。

被保険者の加入月数が 300 月に満たないときは②300 月で計算します

[中高齢寡婦加算の受給対象者]

下記に該当する妻が受ける遺族厚生年金には、40 歳から 65 歳になるまでの間、中高齢寡婦加算が加算されます。

- ・夫が亡くなったとき、40 歳以上 65 歳未満で、生計を同じくしている子がない妻

- ・遺族厚生年金と遺族基礎年金を受けていた子のある妻が、子が③18 歳到達年度の末日に達した(障害の状態にある場合は 20 歳に達した)等のため、遺族基礎年金を受給できなくなったとき、妻が 65 歳になると支給がなくなります。

[本問の場合]

A さん死亡時に、妻 B さん(32 歳)には、長男 C さん(0 歳)の子がいるため、遺族基礎年金の対象なので、中高齢寡婦加算の対象外となります。

ただし、長男 C さんが 18 歳到達年度の末日に達した時、遺族基礎年金の対象外となり、中高齢寡婦加算が支給されます。

したがって正解は、3

《問 3》

Mさんは、Aさんに対して、現時点(2022 年 5 月 22 日)において Aさんが死亡した場合の妻 Bさんに係る遺族給付の各種取扱い等について説明した。Mさんの Aさんに対する説明として、次のうち最も適切なものはどれか。

- 1) 「遺族基礎年金および遺族厚生年金は、原則として、偶数月に 2 カ月分が支給されます」
- 2) 「遺族基礎年金および遺族厚生年金は、雑所得として総合課税の対象となります」
- 3) 「Aさんの死亡後に妻 Bさんが厚生年金保険の被保険者として勤務した場合、妻 Bさんの給与収入に応じて、遺族厚生年金の年金額の一部または全部が支給停止となる場合があります」

【答え】

1) 適切

遺族給付などの公的年金は、前月・前々月の支給分を、偶数月の 15 日に支給されます。

15 日が土曜日または日曜日の場合は、金曜日に繰上げて支給されます。また、15 日が祝日の場合は、直前の平日に支給されます。

2) 不適切

公的年金は雑所得として課税対象ですが、遺族基礎年金および遺族厚生年金は、**非課税**となります。」

3) 不適切

遺族基礎年金および遺族厚生年金は、被保険者が死亡時に生計を維持されていたことが受給要件ですので、要件を満たし受給権が確定した後に、給与等の支払額に応じて、**減額や停止されることはありません。**

したがって正解は、1

【第2問】次の設例に基づいて、下記の各問《問4》~《問6》に答えなさい。

《設 例》

X株式会社（以下、「X社」という）に勤務するAさん（55歳）は、専業主婦である妻Bさん（53歳）との2人暮らしである。Aさん夫妻には2人の子がいるが、いずれも結婚して独立している。

Aさんは、X社が実施する早期退職制度を利用して2022年9月末日付でX社を退職し、飲食店を開業する予定である。Aさんは、退職後の健康保険や公的年金がどのように変わるのか、個人事業主としてどのようなリスクに備える必要があるのかなど、理解を深めたいと思っている。なお、Aさんは、現在、全国健康保険協会管掌健康保険および厚生年金保険の被保険者である。

そこで、Aさんは、ファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

＜Aさんが現在加入している生命保険の内容＞

保険の種類 : 定期保険特約付終身保険

契約年月日 : 2007年6月1日

月払保険料 : 26,300円（保険料払込期間：70歳満了）

契約者（＝保険料負担者）・被保険者 : Aさん

死亡保険金受取人 : 妻Bさん

主契約および特約の内容	保障金額	保険期間
終身保険	200万円	終身
定期保険特約	2,000万円	10年
特定疾病保障定期保険特約	300万円	10年
傷害特約	500万円	10年
入院特約	1日目から日額10,000円	10年
生活習慣病特約	1日目から日額5,000円	10年
リビング・ニーズ特約	—	—

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問 4》

はじめに、Mさんは、Aさんが個人事業主となった場合の社会保険の取扱いについて説明した。Mさんの Aさんに対する説明として、次のうち最も適切なものはどれか。

- 1) 「Aさんは、退職日の翌日から 60 歳になるまでの間、健康保険に任意継続被保険者として加入することができます」
- 2) 「Aさんが国民健康保険に加入した場合、妻 Bさんを国民健康保険の被扶養者とすることができます」
- 3) 「Aさんが X 社を退職し、厚生年金保険の被保険者でなくなった場合、妻 Bさんは、国民年金の第 3 号被保険者から第 1 号被保険者への種別変更の届出を行い、国民年金の保険料を納付することになります」

【答え】

1) 不適切

●任意継続被保険者

退職後の医療保険制度の一つです。退職して健康保険の資格を失った場合、健康保険の被保険者期間が2ヶ月以上、被保険者で資格喪失日(退職日の翌日)から20日以内に手続きをすれば、引き続き2年間健康保険の被保険者になります。(保険料は全額自己負担)。

2) 不適切

国民健康保険には被扶養者という制度はありませんので、加入者全員が被保険者となります。

3) 適切

厚生年金保険の被保険者が会社を退職し、厚生年金の被保険者を喪失した場合、扶養されていた配偶者(妻 B さん)は国民年金の第 3 号被保険者資格を喪失するため、第 1 号被保険者への切り替えを行うことで、60 歳まで国民年金保険料を納付することになります。

したがって正解は、3

《問 5》

次に、Mさんは、Aさんに想定されるリスクについて説明した。MさんのAさんに対する説明として、次のうち最も不適切なものはどれか。

- 1) 「Aさんのような公的介護保険の第2号被保険者は、要介護状態または要支援状態となった原因が特定疾病によって生じたものでなければ、公的介護保険からの保険給付は受けられません」
- 2) 「個人事業主が加入する国民健康保険には、高額療養費制度が設けられていないため、会社員に比べて医療費の自己負担額が多くなる傾向があります。そのため、ケガや病気の場合の治療費の準備を充実させることをご検討ください」
- 3) 「個人事業主となったAさんが生活習慣病等で働けなくなった場合、会社員のときよりも収入が減少するリスクが高くなると思われます。そのため、治療費の準備に加えて、働けなくなった場合の所得補償の準備もご検討ください」

【答え】

1) 適切

[介護保険の被保険者]

	第1号被保険者	第2号被保険者
対象者	65歳以上	40歳以上～65歳未満
受給要件	要介護・要支援者	特定疾病により、要介護・要支援になった人

第2号被保険者の受給要件は、要介護(要支援)状態が、**老化に起因する(特定疾病)による場合に限定**されます。

2) 不適切

国民健康保険にも、健康保険と同じく高額療養費制度はあります。

国民健康保険にないものは、傷病手当金と出産手当金です。

3) 適切

国民健康保険の個人自営業主は、会社員と比べて有休制度や傷病手当金などがないため、病気やケガで働けなくなった場合、収入が減少するリスクが高いため、所得補償保険などで備える必要性はあります。

したがって正解は、2

《問 6》

最後に、Mさんは、生命保険の見直しについてアドバイスした。Mさんの A さんに対するアドバイスとして、次のうち最も不適切なものはどれか。

- 1) 「会社員と個人事業主とでは、妻 B さんが受け取る公的年金等の総額や、死亡退職金の有無など、必要保障額を計算する際の条件が異なります。A さんが個人事業主となった場合の必要保障額を計算することをお勧めします」
- 2) 「最近では、入院 1 日目から相応の一時金が支払われるタイプや、退院後の通院治療のために給付金が支払われるタイプの保険(特約)が販売されています。保険会社各社の保障内容をよく比較して、見直しを検討しましょう」
- 3) 「現在加入している生命保険を払済終身保険に変更した場合、死亡保険金額は減少しますが、現在付加されている入院特約は残り、月々の保険料負担は軽減されます」

【答え】

1) 適切

必要保障額とは、万が一の時に遺族が暮らしていける金額のことです。

必要保障額=遺族の支出-遺族の収入

Aさんが死亡時に会社員の場合、配偶者に遺族厚生年金や死亡退職金、中高齢寡婦加算が支給されますが、個人自営業主にはありませんので、必要保障額を計算した上で、死亡保障を検討することは間違いではありません。

2) 適切

医療技術の進歩により、入院期間が短期化されており、入院1日目から給付される保険や、退院後の通院治療を保障する保険などがあります。

保険会社各社の保障内容をよく比較して、見直しを検討する必要があります。

3) 不適切

払済保険は、保険料の払い込みを中止してその時点での解約返戻金を一時払の保険料として充てることで、今までよりも保険金額の小さい保険に切り替えることができます。

元の契約に付加していた特約は消滅します。

したがって正解は、3

【第3問】次の設例に基づいて、下記の各問《問7》~《問9》に答えなさい。

《設 例》

Aさん（45歳）は、X株式会社（以下、「X社」という）の創業社長である。Aさんは、先日、生命保険会社の営業担当者から、下記の＜資料1＞および＜資料2＞の生命保険の提案を受けた。

そこで、Aさんは、ファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

＜資料1＞

保険の種類	: 無配当総合医療保険（無解約返戻金型）
契約者（＝保険料負担者）	: X社
被保険者	: Aさん
給付金受取人	: X社
入院給付金（日額）	: 15,000円
保険期間・保険料払込期間	: 10年（自動更新タイプ）
年払保険料	: 12万円
※入院中に公的医療保険制度の手術料の算定対象となる所定の手術を受けた場合は入院日額の20倍、所定の外来手術を受けた場合は入院日額の5倍が手術給付金として支払われる。	
※所定の放射線治療を受けた場合は入院日額の10倍が放射線治療給付金として支払われる。	

＜資料2＞

保険の種類	: 無配当定期保険（特約付加なし）
契約者（＝保険料負担者）	: X社
被保険者	: Aさん
死亡保険金受取人	: X社
死亡保険金額	: 1億円
保険期間・保険料払込期間	: 70歳満了
年払保険料	: 100万円
最高解約返戻率	: 48%
※保険料の払込みを中止し、払済終身保険に変更することができる。	
※所定の範囲内で、契約者貸付制度を利用することができる。	

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問 7》

仮に、将来 X 社が A さんに役員退職金 4,000 万円を支給した場合、A さんが受け取る役員退職金に係る退職所得の金額として、次のうち最も適切なものはどれか。なお、A さんの役員在任期間(勤続年数)を 35 年とし、これ以外に退職手当等の収入はなく、障害者になったことが退職の直接の原因ではないものとする。

- 1) 775 万円
- 2) 1,075 万円
- 3) 2,150 万円

【答え】

●退職所得控除額の計算式

勤続年数	退職所得控除額
20年以下	40万×勤続年数(最低80万円)
20年超	70万円×(勤続年数-20年)+800万円

＊勤続年数1年未満の端数は1年として切り上げます。

[本問の場合]

$$70万円 \times (35年 - 20年) + 800万円 = 1,850万円$$

●退職所得の計算式

$$\text{退職所得} = (\text{収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2$$

[本問の場合]

$$(4,000万円 - 1,850万円) \times 1/2 = 1,075万円$$

したがって正解は、2

《問 8》

Mさんは<資料 1>の医療保険について説明した。Mさんの A さんに対する説明として、次のうち最も不適切なものはどれか。

- 1) 「当該生命保険の支払保険料は、その全額を資産に計上します」
- 2) 「A さんが入院し、X 社が受け取った入院給付金は、その全額を雑収入として益金の額に算入します」
- 3) 「A さんが入院中に公的医療保険制度の手術料の算定対象となる所定の手術を受けた場合は 30 万円、所定の外来手術を受けた場合は 7 万 5,000 円が手術給付金として支払われます」

【答え】

1) 不適切

法人契約の医療保険は、「契約者・法人」「被保険者・経営者や役員、従業員」に設定し、経営者が病気やケガなどで不在となった場合の事業保障と、従業員に対する福利厚生として活用できます。

定期タイプ(保険期間が 10 年など区切りがある)の法人契約の解約返戻金のない(掛け捨て)医療保険は、全額、**損金に算入**します

2) 適切

法人が受け取った入院給付金は、全額を雑収入として**益金に算入**します。

3) 適切

資料 1 より、「入院中の手術 20 倍」「外来手術 5 倍」です

●入院中の手術

入院給付金日額 15,000 円×20 倍=30 万円

●外来手術

入院給付金日額 15,000 円×5 倍=75,000 万円

したがって正解は、1

《問 9》

Mさんは<資料 2>の定期保険について説明した。Mさんの A さんに対する説明として、次のうち最も適切なものはどれか。

- 1) 「当該生命保険の単純返戻率(解約返戻金額÷払込保険料累計額)は、保険始期から上昇し、保険期間満了直前にピークを迎えます」
- 2) 「当該生命保険の支払保険料は、その全額を損金の額に算入することができます」
- 3) 「急な資金需要の発生により、X 社が当該生命保険から契約者貸付制度を利用した場合、契約者貸付金の全額を雑収入として益金の額に算入します」

【答え】

1) 不適切

本問の定期保険には解約返戻金がないため、保険始期に上昇し始め、**中盤でピーク**を迎えた後、徐々に低下し保険期間満了時には、解約返戻金がゼロになります。

2) 適切

法人契約の最高解約返戻率が 50%以下の保険料は、全額、**損金に算入**します。

3) 不適切

契約者貸付制度とは、生命保険を利用して、銀行からではなく、保険会社から、解約返戻金の所定の範囲内でお金を借りることができる仕組みです。

●[例] 契約者貸付を申し込み、お金が振り込まれた場合の経理処理

借方	貸方
現預金 100	借入金 100

契約者貸付金は、借入金として、負債(借入金)に計上します。

契約者貸付金は、益金には算入しません。

したがって正解は、2

【第4問】次の設例に基づいて、下記の各問《問10》～《問12》に答えなさい。

《設 例》

会社員のAさんは、妻Bさん、長女Cさんおよび長男Dさんとの4人家族である。Aさんは、2021年中に「ふるさと納税」の制度を初めて利用し、8つの地方自治体に計10万円の寄附を行っている。

＜Aさんとその家族に関する資料＞

Aさん (45歳) : 会社員

妻Bさん（44歳）： 2021年中に、パートタイマーとして給与収入85万円を得ている。

長女Cさん（20歳）： 大学生。2021年中の収入はない。

長男Dさん（10歳）：小学生。2021年中の収入はない。

＜Aさんの2021年分の収入等に関する資料＞

(1) 給与収入の金額 : 800万円

(2) 一時払変額個人年金保険（10年確定年金）の解約返戻金

契約年月 : 2013年10月

契約者（＝保険料負担者）・被保険者： Aさん

死亡保険金受取人 : 妻Bさん

解約返戻金額 : 600万円

正味払込保険料 : 500万円

※妻Bさん、長女Cさんおよび長男Dさんは、Aさんと同居し、生計を一にしている。

※Aさんとその家族は、いずれも障害者および特別障害者には該当しない。

※Aさんとその家族の年齢は、いずれも2021年12月31日現在のものである。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問 10》

Aさんの2021年分の所得税における総所得金額は、次のうちどれか。

- 1) 610 万円
- 2) 635 万円
- 3) 900 万円

資料＞給与所得控除額

給与収入金額			給与所得控除額
万円超	万円以下		
	～	180	収入金額×40%－10万円 (55万円に満たない場合は、55万円)
180	～	360	収入金額×30%＋8万円
360	～	660	収入金額×20%＋44万円
660	～	850	収入金額×10%＋110万円
850	～		195万円

【答え】

・総所得金額

総合課税の所得を合計し、損益通算した後の金額のことを言います。

・損益通算

所得税額を計算する際に、不動産所得・事業所得・山林所得・譲渡所得の金額に損失が生じた場合、その損失額をほかの所得の金額から控除することを言います。

[本問の場合]

給与所得と一時所得(一時払変額個人保険の解約返戻金)は総合課税です。

●給与所得

給与収入-給与所得控除=給与所得

給与所得控除=800 万円×10%+110 万円=190 万円

給与所得=800 万円-190 万円=610 万円

・所得金額調整控除

一定の給与所得者の総所得金額を計算する場合に、一定金額を給与所得の金額から控除します。

[適用対象者]

・年齢 23 歳未満の扶養親族を有する者

・給与収入 850 万円以上など

本問では、A さんには 23 歳未満の扶養親族がありますが、給与収入 850 万円以下なので所得金額調整控除はありません。

●一時所得

一時所得=総収入額-総支出額-特別控除50万円
600万円-500万円-50万円=50万円

一時所得は、総所得金額に算入する場合、1/2を算入します。

50万円×1/2=25万円

総所得金額=給与所得 610万円+一時所得 25万円=635万円

したがって正解は、2

《問 11》

A さんの 2021 年分の所得税における所得控除に関する以下の文章の空欄①~③に入る数値の組合せとして、次のうち最も適切なものはどれか。

i)「妻 B さんの 2021 年分の合計所得金額は 30 万円です。妻 B さんの合計所得金額は(①)万円以下となりますので、A さんは配偶者控除の適用を受けることができます。A さんが適用を受けることができる配偶者控除の額は、(②) 万円です」

ii)「A さんが適用を受けることができる扶養控除の額は、(③)万円です」

- | | | | | | | |
|----|---|-----|---|----|---|----|
| 1) | ① | 48 | ② | 38 | ③ | 63 |
| 2) | ① | 48 | ② | 26 | ③ | 76 |
| 3) | ① | 103 | ② | 38 | ③ | 38 |

【答え】

①

●配偶者控除

生計を一にする配偶者の合計所得金額が① 48万円以下で納税者本人の所得が1,000万円以下である場合に適用。

②

控除を受ける納税者本人の 合計所得金額	控除額	
	一般の控除対象 配偶者	老人控除対象配偶者 (70歳以上の人)
900万円以下	38万円	48万円
900万円超950万円以下	26万円	32万円
950万円超1,000万円以下	13万円	16万円

Aさんの合計所得金額は900万円以下(本問:635万円未満)で、一般の控除対象配偶者(妻Bさん44歳)となり、配偶者控除額は② 38万円となります。

③

●扶養控除…扶養親族の合計所得金額が48万円以下である場合、配偶者以外の親族は、一定金額の所得控除が受けられます。

	対象者	控除額
一般扶養者	扶養家族で16歳以上70歳未満	38万円
特定扶養者	扶養家族で19歳以上23歳未満	63万円
老人扶養者	扶養家族で70歳以上	同居親族→58万円 それ以外→48万円

長男Cさんは20歳で収入がないため、特定扶養者として③ 63万円の控除となります。

したがって正解は、1

《問 12》

Aさんの2021年分の所得税の課税等に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

- 1) 「Aさんが受け取った一時払変額個人年金保険の解約返戻金は、源泉分離課税の対象となります」
- 2) 「総所得金額に算入される一時所得の金額が20万円を超えるため、Aさんは所得税の確定申告をしなければなりません」
- 3) 「Aさんは、所得税の確定申告をすることで、ふるさと納税で寄附した10万円の全額について、2021年分の所得税額から控除されます」

【答え】

1) 不適切

解約返戻金や満期保険金は、一時所得として総合課税となります。
一時払変額個人年金保険や一時払養老保険を契約から5年以内に解約した場合、源泉分離課税の対象となります。

[本問の場合]

契約年月:2014年10月で契約期間8年ですので、一時所得とし総合課税となります。

2) 適切

2カ所以上から給与の支払いを受けている人のうち、給与の全部が源泉徴収の対象となる場合において、年末調整されなかった給与の収入金額と給与所得と退職所得以外の所得金額が **20万円**を超える人は確定申告が必要です。

●一時所得

一時所得=総収入額-総支出額-特別控除50万円
600万円-500万円-50万円=50万円

一時所得は、総所得金額に算入する場合、1/2を算入します。
50万円×1/2=25万円

25万円で20万円を超えるため、Aさんは確定申告が必要です。

3) 不適切

ふるさと納税額は、確定申告をすることで寄付した金額から、**2,000円**を除き全額が、所得税および住民税から控除されます。
全額が控除されるわけではありません。

したがって正解は、2

【第5問】次の設例に基づいて、下記の各問《問13》～《問15》に答えなさい。

《設 例》

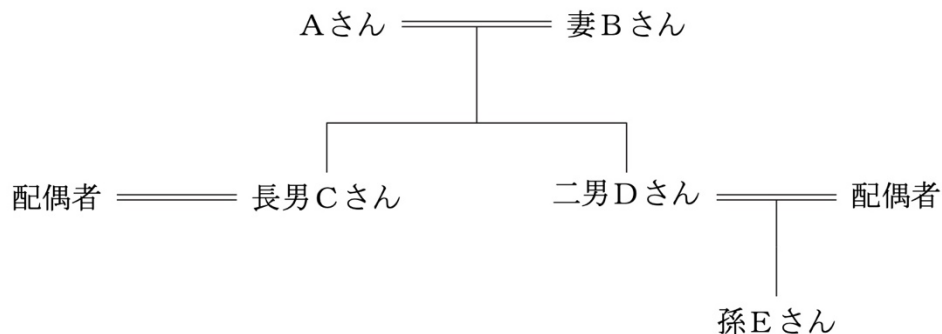
Aさん（73歳）は、X市内の自宅で妻Bさん（72歳）との2人暮らしである。

Aさんには、2人の子がいる。X市内の企業に勤務する二男Dさん（43歳）は、妻および孫Eさん（9歳）の3人で賃貸マンションに住んでいる。一方、長男Cさん（45歳）は、県外で働いており、X市に戻る予定はない。

Aさんは、普段から身の回りの世話をしてくれる二男Dさんに対して、生活資金や孫の学費等について面倒を見てやりたいと思っており、現金の贈与を検討している。

また、長男Cさんと二男Dさんの関係は悪くないものの、Aさんは、自身の相続が起こった際に遺産分割で争いが生じるのではないかと心配している。

＜Aさんの親族関係図＞



＜Aさんが加入している一時払終身保険の内容＞

契約者（＝保険料負担者）・被保険者：Aさん

死亡保険金受取人：妻Bさん

死亡保険金額：2,000万円

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問 13》

Aさんの相続等に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1) 「自筆証書遺言は、その遺言の全文および財産目録をパソコンで作成し、日付および氏名を自書して押印することで作成することができます」
- 2) 「公正証書遺言は、証人 2 人以上の立会いのもと、遺言者が遺言の趣旨を公証人に口授し、公証人がこれを筆記して作成します」
- 3) 「妻 B さんが受け取る一時払終身保険の死亡保険金は、みなし相続財産として相続税の課税対象となりますが、死亡保険金の非課税金額の規定の適用を受けることで、相続税の課税価格に算入される金額は、500 万円となります」

【答え】

	作成方法	証人	検認※
自筆証書遺言	遺言者が遺言の、全文、日付、氏名を自書し押印する。 遺言の全文は手書きで書く必要ありましたが、法改正により財産目録に関してはパソコン等での作成も認められるようになりました。	不要	必要 (自筆証書遺言保管制度を利用し、法務局に保管した場合は検認不要です。)
公正証書遺言	公証人2名以上の立会いのもと、遺言者が口述し、公証人が筆記する。	2人以上	不要
秘密証書遺言	遺言者が遺言書を作成し、署名押印し、封印。公証人が日付等を記入する。パソコンや代筆も可能。	2人以上	必要

1) 不適切

法改正により財産目録に関しては、パソコン等での作成も認められるようになりました。

遺言全文をパソコンで作成することはできません。

2) 適切

公証人 2 名以上の立会いのもと、遺言者が口述し、公証人が筆記します。

3) 適切

みなし相続財産とは、相続税を計算する際は相続財産とみなして相続税を課税する財産のことです。

- ・死亡保険金の非課税限度額
 $500 \text{ 万円} \times \text{法定相続人の数}$

本問の法定相続人は、妻 B さん・長男 C さん・二男 D さんの 3 人です。
 $500 \text{ 万円} \times 3 \text{ 人} = 1,500 \text{ 万円}$

- ・相続税の課税価格に算入する額
死亡保険金 2,000 万円 - 非課税限度額 1,500 万円 = **500 万円**

したがって正解は、1

《問 14》

生前贈与に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1) 「A さんが二男 D さんに現金を贈与し、二男 D さんが暦年課税を選択した場合、その年に A さんから二男 D さんへ贈与した財産の価額が贈与税の基礎控除額を超えるときは、受贈者である二男 D さんが贈与税の申告書を提出しなければなりません」
- 2) 「A さんが二男 D さんに現金を贈与し、二男 D さんが相続時精算課税制度を選択した場合、累計で 2,500 万円までの贈与について贈与税は課されません」
- 3) 「『直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税』の適用を受けた場合、受贈者 1 人につき 2,000 万円までは贈与税が非課税となります」

【答え】

1) 適切

暦年課税の贈与税は、一人の人が1月1日から12月31日までの1年間に贈与を受けた財産の合計額から基礎控除額から110万円を差し引いた残りの額に対してかかります。

本問では、二男Dさんが贈与税の申告をします。

2) 適切

相続時精算課税制度は、受贈者が2,500万円まで贈与税が課されません。

3) 不適切

「直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税」の適用を受けた場合、受贈者1人につき1,500万円までは贈与税が非課税となります。

したがって正解は、3

《問 15》

仮に、二男 D さんが暦年課税(各種非課税制度の適用はない)により、2022 年中に A さんから現金 600 万円の贈与を受けた場合の贈与税額は、次のうちどれか。

- 1) 68 万円
- 2) 90 万円
- 3) 114 万円

資料＞贈与税の速算表（一部抜粋）

基礎控除後の課税価格			特例贈与財産	
			税率	控除額
万円超	万円以下			
	～	200	10%	—
200	～	400	15%	10万円
400	～	600	20%	30万円

【答え】

暦年課税の贈与税は、一人の人が1月1日から12月31日までの1年間に贈与を受けた財産の合計額から基礎控除額から110万円を差し引いた残りの額に対してかかります。

●贈与税の課税価格

$$600 \text{ 万円} - 110 \text{ 万円} = 490 \text{ 万円}$$

●贈与税額

$$490 \text{ 万円} \times 20\% - 30 \text{ 万円} = 68 \text{ 万円}$$

したがって正解は、1